

消火および避難訓練の消防職員立会いについて

当消防本部では、新潟県の新型コロナウイルス警報発令中は、消火および避難訓練への消防職員の立会いを中止します。

警報が解除されたときは、消防職員の立会いを再開しますが、感染の状況を鑑み、やむなく立会いをお断りする場合があります。

- ※ 警報発令中でも、訓練用消火器は、貸し出しを行います。
- ※ 消火および避難訓練の実施は防火管理者の業務です。必ずしも消防職員の立会いは必要としておりません。